

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例の縦覧

下記の条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和2年1月31日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 制定する条例名       ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例
- 2 条例の素案           別紙のとおり
- 3 制定の理由  
    本町ではこれまで、本条例により固定資産税を免除・減免する方法により民間資金を活用した集合住宅建設等の支援を行ってきた。これにより民間集合住宅の建設が一定程度促進され、本町の喫緊の課題である住宅不足の解消に一定の成果を得た。ただ、本条例は令和2年年3月31日をもって失効するが、依然として、住宅不足やそれに伴う人材不足など、人口増加圧力は解消されておらず一方で、住宅不足が要因となり、ニセコ町に居を構えることができず、近隣町村へ転出するケースが少なからず存在する。ニセコに住みたい、住み続けたいという希望をかなえるため、住宅の整備・確保が喫緊の課題である。そこで、本条例の適用期間を2年間延長する。
- 4 条例の施行期日  
    令和2年4月1日
- 5 公表の期間等
  - (1) 縦覧の期間等       と き：令和2年1月31日（金）から令和2年2月12日（水）まで  
                          ところ：ニセコ町役場企画環境課及びホームページ
  - (2) 意見の受付期間   と き：令和2年1月31日（金）から令和2年2月12日（水）まで  
                          ところ：ニセコ町役場企画環境課
- 6 提出された意見項目の公表等  
    と き：2月13日（木）以降随時  
    ところ：ニセコ町役場企画環境課及びホームページ
- 7 本縦覧に関するお問合せ先  
    ニセコ町役場企画環境課（経営企画係）  
    担当：係長 齊藤 徹 不在時：課長 山本契太  
    電話：0136-44-2121   FAX：0136-44-3500  
    執務時間：8時30分～17時15分